

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第24号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成 25 年度登録第 5 号

平成 26 年 3 月発行

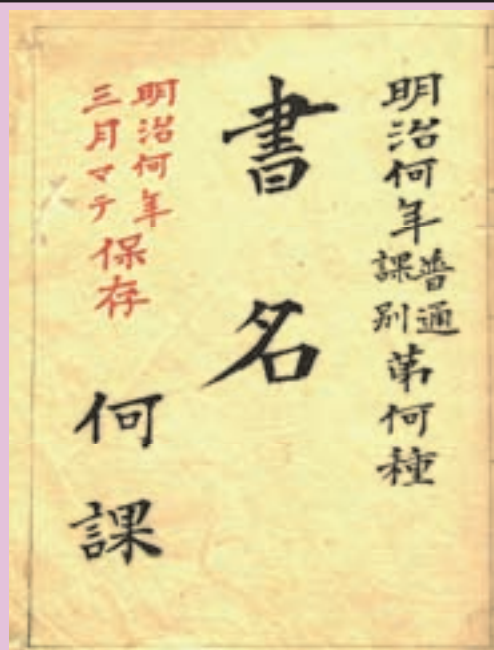
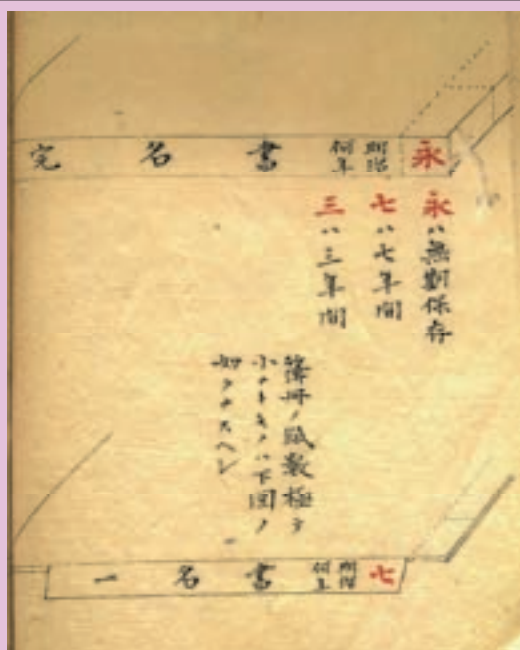
【印刷】(株)まこと印刷

《目次》

東京文化財ウィーク 2013 企画展 「明治期東京府の文書管理」	1
江戸名所花暦～金橋桜花の補植と地域住民～	3
所蔵資料の利用について	5
刊行物のご案内	7
利用案内	8

東京文化財ウィーク 2013 企画展

「明治期東京府の文書管理」



明治 20 年(1897)に通知された「簿書表紙等記載方」雛形

616.B6.19 明治二十年「本庁定規 議事課」

〇はじめに——企画展の趣旨

東京都公文書館では、毎年、東京都教育委員会が主催する東京文化財ウィークの期間にあわせて、東京都有形文化財に指定されている東京府・東京市の公文書をご紹介する企画展を開催してきました。今年度は、平成 25 年 10 月 28 日から 12 月 25 日まで、当館閲覧室内の展示コーナーにおいて「明治期東京府の文書管理」をテーマに展示を構成しました。

ここではその構成と概要をたどった上で、いくつかの資料をご紹介します。

3 月 18 日に発表された文化審議会答申により、当館所蔵の「東京府・東京市行政文書」33,807 点が国の重要文化財に指定されることとなりました。この貴重な史料群が作成され保存されてきた経緯に迫るのが、この企画展の目的であったということになります。

○企画展の構成

今年度の企画展「明治期東京府の文書管理」は以下の4つのコーナーで構成しました。

- I 町奉行所から市政裁判所へ
- II 東京府の成立と文書管理事務のはじまり
- III 明治10年代の文書管理
- IV 明治20年代の文書管理

I・IIでは明治維新の激動の中で、まずは旧幕府の行政文書を引き継ぎ、当面の行政参考資料として活用していくと同時に、東京府の文書管理担当組織のあり方を模索していった時期に光を当てました。

またこの時期には東京府の管轄範囲自体もめまぐるしく移り変わり、明治5年(1872)には周辺に設置されていた品川県・小菅県・浦和県から文書を引き継ぎ、同11年には伊豆諸島の静岡県からの移管に伴い、島嶼関係の簿冊類も東京府文書に編入されていきました。こうした文書移管に関する資料もここではご紹介しました。

III・IVでは東京府の文書管理の基礎が固められ、やがて昭和戦前期へと続く文書管理制度の確立を見るに至った明治10年代から20年代までの関係資料を展示しました。行政事務を行うにあたりどのような文書を作成するのか、それをどのように類別して保存管理していくのか、またそれらを行政利用するための閲覧や貸出のルールをどうするか。およそ現在にもつながる幅広い文書管理規程が試行錯誤を重ねながら作成され、改訂を重ねていったのです。このコーナーには、実際に東京府が備品としていた文書の「非常持出し用」の書箱も展示し、先人の文書管理への取り組みを身近に感じていただけたのではないかと考えています。

○記録科の保存・利用規程

明治9年(1876)6月制定の東京府庁例規により記録科が新設され、文書の整理・編製を担当、翌明治10年3月には「記録科文庫架蔵規則」が定められます。これは東京府においてはじめて文書の保存・管理に特化して定められた規程で、まず架蔵文書・図書に特化して定められた規程で、まず架蔵文書・図書の範囲と分類が定められました。これに対応して文書・図書に捺印する蔵書印も作成されました。右上の図はその雛形で、右側の「東京府図書記」の印は、「旧幕より引継之書及ヒ記録科所蔵之書籍ニ用」、左側の「東京府記録科編修記」の印は、「記録科ニテ編修スルモノ及ヒ其材料ニ供スル郡村ノ申報等ニ用」と区別されています。これらは当館所蔵資料の多くに実際に捺印されているのを見ることができます。



608
A3
4
明治10年(1877)に定められた記録科の蔵書印
明治10年「文牒彙載」(記録科編修)

○簿書表紙等の記載方式

明治19年3月の「簿書編纂及保存期限例」と21年の同改正により、東京府文書は普通文書と課別文書に分けられ、それぞれについてその保存期間により、第一種=永久保存、第二種=7年保存、第三種=3年保存とされました。これをうけて、文書の類別と保存年限が一目で判別できるよう、表紙等の記載方式が定められます。1頁に掲げた「簿書表紙等記載方」雛形がその内容を示しています。右側が表紙の記載で、作成年度、文書の類別、書名、作成課、そしていつまで保存されるべきかが一目瞭然です。また、左側は一般の書籍では「地」と呼ばれ、背表紙が見えるように並べると下側に来て見えない部分ですが、和書の簿冊は一般に平積みで保管されているので、この部分に文書の内容や保存期限が明示されていれば、わざわざ1冊ごとに手にとって見なくても内容把握が可能になったわけです。

○文書管理史から学ぶ

このように明治期東京府の文書管理史をたどると、思いの外しっかりした文書管理が行われ、当時の行政の基礎を形作っていた様子が明らかになってきます。しかし、東京府の性格にも規定され、これらの文書が住民に対して開かれるということはありませんでした。あくまでもお役所の、お役所による、お役所のための文書管理に留まっていたことになるでしょう。文書管理の歴史から、私たちはその方法や規程の変遷を学ぶと同時に、「住民共有の知的資源」である公文書の公開という今日的課題の存在を、改めて確認したいと思います。

本企画展は平成24年度に刊行した『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』に基づいています。より詳しくお調べになりたい方はぜひ同書をご利用ください。
販売場所：東京都庁第1本庁舎3階 都民情報ルーム
価格：1,440円 TEL：03-5388-2276

江戸名所花暦～金橋桜花の補植と地域住民～

当館では本年度、普及事業の一環として、公益財団法人特別区協議会、首都大学東京オープンユニバーシティとの連携講座「江戸を読み解く」(2013年10・11月、首都大学東京飯田橋キャンパス)を開催しました。4回の連続講座で、それぞれ「江戸の飲食業」、「江戸の富くじ」、「江戸名所花暦」、「江戸の冠婚葬祭」と題し、当館職員・専門員が講師を務めました。そこで、講座の紹介を兼ねて、「江戸名所花暦」で扱った幕末期の金橋桜花(小金井桜)の補植事業について、簡単にご紹介したいと思います。

○名所・金橋桜花の誕生

天保9年(1838)刊の斎藤月岑『東都歳事記』を見ると、江戸における桜の品種とその名所が数多く書き並べられています。数ある桜の名所のなかでも有名なものが、飛鳥山、隅田堤、御殿山の桜でしょう。中野の桃園と合せて、8代将軍徳川吉宗の命を受けた幕府によって植樹が行われました。これらの名所は、将軍の鷹狩り、御成りの場という共通点をもっており、享保期(1716～35)の初めに庶民のための行楽地として整備されました。植樹から約10年余りで桜花が楽しめるようになったと考えられ、18世紀中頃には名所として賑わっていました。

これと同じ時期、同じ幕府によって桜の植樹がなされた場所がありました。それが玉川上水の土手堤の桜並木、小金井桜(東京都小金井市・小平市周辺)です。植樹時期を示す直接的な史料がなく諸説乱立していますが、大まかには吉宗の時代である元文～延享期(1736～47)に、将軍・吉宗一町奉行兼新田掛・大岡忠相一新田世話役・川崎定孝という関係性のなかで、川崎の指示のもとで行われたと考えられています。植樹理由も諸説ありますが、新田地域の振興策、土手堤強化や上水浄化のためと一般的には理解されていました。

境新田(三鷹市)の新橋から小川新田(小平市)までの約6kmに涉って、玉川上水堤の両岸に桜並木が展開していました。なかでも小金井橋からの眺望が絶景であるということで、小金井桜(金橋桜花、金井桜など)と呼ばれるようになり、書物などで紹介されるに従って定着していきました。

○名所の賑わいと桜樹の枯木化

ただ、早くより賑わったほかの桜の名所に対し、小金井桜は春の名所にもかかわらず、長らく“冬

時代”が続き、下掃除などで江戸に来る者の話しにのみ聞く程度だったそうです。それが、寛政6年(1794)刊の古川古松軒『四神地名録』で初めて小金井桜が紹介され、同9年刊の大久保狭南『武野八景』によって小金井桜遊観が決定づけられることとなりました。ついに植樹から約半世紀を経て、江戸の人々にも名所として認知され、多くの行楽客で賑わうようになったのです。

しかし残念ながら、名所としての普及が遅れたため、行楽客で賑わうようになった享和期(1801～03)頃には枯木化が目立ち始めていました。

それまでも心ある地域住民の手によって部分的に植樹が行われたと言われていますが、抜本的な対処が行われないうま月日が経ち、文政期(1818～30)には朽ている木も多くて花の数もまばらになっていると記されるまでに至ってしまいました。



補植前の小金井橋付近の桜並木を描いたもので、枯木化している様子も見る事ができる。

〔安藤広重「小金井橋夕照」 国立国会図書館所蔵
国立国会図書館 HP デジタル化資料より転載〕

○地域住民による補植事業

小金井桜の一つの転機となったのが、天保15年(1844)の徳川家^{いえさち}祥(のちの13代将軍・家定)による御成りでした。

嘉永3年(1850)正月、周辺地域を管轄する代官大熊善太郎より、武蔵国中にまたとない花の名所となり、先頃は家定の御成りもあつたことから、土地の誉れである桜並木を後世へ伝えることの功績はこの上なく大きいということで、桜樹の補植が指示されました。

これにより、地域住民の手によって、嘉永3年と

安政3年(1856)の二度にわたり、大規模な補植が行われることとなったのです。

玉川上水堤の管理は特殊で、上水沿いの村々と土手堤の敷地とは分離され、幕府より堤敷の稜まぐさ(肥料や飼料とする雑草)の伐採が認められた村が管理を行っていました。

南岸は桜並木沿いの村が分割して堤敷を管理しましたが、北岸は桜並木の範囲全体を田無村(西東京市)が担当していました。そのため、桜の補植も沿岸村々ではなく、土手堤を管理していた村々によって行なわれたのです。

嘉永3年には、北岸は田無村 131 本、南岸は境新田 13 本、梶野新田(小金井市) 40 本、下小金井新田(小金井市) 121 本、鈴木新田(小平市) 137 本で、両岸で計 442 本の苗木が植樹されました。

安政3年の記録には詳細が示されており、北岸では補植後の桜樹が 470 本で、そのうち 204 本、南岸でも 647 本のうち 288 本がこの年に植付けた苗木とあります。この数値通りだとすると、両岸合せて桜樹が 1,100 本余りとなり、少なくともこの段階では名実ともに地域の人々が呼んでいたような「千本さくら」であったことがわかります。結果、2度の補植で 934 本の苗木が新たに植樹されたこととなります。桜並木の8割強が若木となり、桜樹の世代交代が一举に行われたといえます。

斯くして枯木の目立った桜並木は、見事にその優美な姿を取り戻すことが出来たのです。

○補植経費の負担

代官所からは、苗木代や肥やし代、人足賃など2度にわたる補植の経費を出すとの通達がありました。しかし、担当した村々の申し合わせにより、村の負担とすることとし、結果として肥やし代のみが代官所より下げ渡されることとなりました。

このほかに、安政の補植に関連して、江戸市中への出張については、宿賃や番頭への付け届け、紙代が村の公費として計上されています。また、植樹作業に必要な縄や筥、御用杭、筆や墨のほか、代官所の役人が出張してくる際に掛かる宿賃、昼食代、お茶代も村々が負担していました。さらに、献上した苗木を内藤新宿まで運搬するための人足賃や車代も出しています。苗木の購入代金は詳しくはわかりませんが、田無村名主の下田半兵衛富宅が調べたところでは、丈が6尺(約182cm)以上のもので銀1匁5分くらいだということです。植付け手間賃は、1人につき約8本の植付けで銀3匁くらいであろうこ

とも記されています。



補植前後の桜並木の風景を窺うことのできる錦絵。同じ構図で桜樹が対照的に描かれている。

(左) 安藤広重「富士三十六景 武蔵小金井」

(右) 喜斎立祥「三十六花撰 東都小金井さくら」

〔 国立国会図書館所蔵
国立国会図書館 HP デジタル化資料より転載 〕

○地域住民の意識の変化

桜の補植が土手堤を管理する村々に指示されたのに対し、その後の日常的な維持管理は地先村々をはじめ、周辺の村々にも及びました。特に、代官勝田次郎役所からは、管轄する代官の違いはあるが、「桜木は一体の義」のため、支配の枠組みを超えた管理体制が求められています。

日常の維持管理とは、枝を手折りする者の監視、倒木の届け出、部分的な補植、土手堤の芝野や雑木の整備、沿道の掃除などでした。

嘉永4年に下田富宅が関野橋付近に建立した「桜樹接種記」碑は、よく見られる漢文体の難読な碑銘と違い、仮名文体で理解しやすく刻まれています。その内容は、自身や大熊の顕彰を主としますが、上水や桜樹の由緒・効能とともに、地域の人びとが力を合わせて成し遂げたことも刻まれており、後世へ語り継ぐことを目的としたものともいえます。

補植という一大事業とその後の日常的な維持管理を経て、幕府の植樹政策や江戸の行楽地整備という面だけでなく、地域のシンボルとして捉え返され、広く地域の人びとに認知されていったといえるのではないのでしょうか。

【参考文献】

『東京市史稿』遊園篇・上水篇、『小平市史』近世編(小平市、2012年)、『小金井市史』資料編 小金井桜(小金井市、2009年)、工藤航平「近世後期の小平における地域文化の生成一名所・金橋桜花と俳諧文化」(『小平の歴史を拓くー市史研究ー』第5号、2013年)

所蔵資料の利用について

○東京都公文書館における所蔵資料

東京都公文書館（以下、「当館」という）は、主に都が作成した行政文書（公文書）の保管を行っていますが、都制施行以前の文書や資料も所蔵しています。

公文書としては、慶応4年から昭和18年に至る、東京府及び東京市から引き継がれた「東京府及び東京市関連行政文書」があります。これらは3万3千点余りに及ぶ膨大な資料群であり、東京の都市行政を知る上で大変貴重な歴史資料として東京都の指定有形文化財となっています。文化財はその史的価値に鑑み、保存環境の維持管理や利用方法について一層の配慮が必要となります。

このほか、当館では明治期から現在までに庁内各局で作成された印刷物（庁内刊行物）や江戸明治期史料などを所蔵し、利用に供しています。これらの資料においても劣化が激しいものがあるため、取り扱いについて細心の注意を要します。

○資料の劣化要因

紙を媒体とする資料の劣化要因は様々です。経年による劣化もありますが、文化財害虫による「虫損」のほか、「カビ」や「煤・塵・ホコリ」などの汚染物質の存在があります。「光」もまた紙を劣化させてしまう要因の一つです。特にコピー機の発する光は大変強く、資料媒体に直接、大量の光を当ててしまうため、既に劣化が進んでいる資料にとっては、大変な資料保存上の危険（リスク）となります。したがって、コピー機による複写に耐えられない状態の資料については、フラッシュを伴わないデジタルカメラでの撮影のみ許可するという対応をさせていただく場合があります。

○資料の館内利用

当館の所蔵資料には、現存する原本一点限りの資料が多く存在します。これらの貴重な資料を都の財産として公開し、利用に供することはもちろんですが、東京の歴史として未永く後世に残していくことも公文書館の重要な役割です。したがって、館内での閲覧利用については、原本保護の観点から、原則として複製媒体であるDVDやマイクロフィルムでの御利用をお願いしております。

○資料の館外利用

当館の資料は館内に限らず、他の施設の展示会等で御覧いただける機会もあります。当館では「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程（以下、「取扱規程」という）」の第13条に基づいて所蔵資料の貸出しを行っています。この取扱規程に基づいて、所蔵資料を貸出すことで、原本をより多くの方々に御覧いただけるようにしています。また、原本を撮影し、パネル化して展示することで、傷みが激しく、原本を出展することができない資料についても、広くその内容を知っていただくことができます。

○資料の貸出しについて

当館の取扱規程に定められている貸出しは、公共又は公益的な目的をもつ行事等に出展する場合に限られ、かつ、展示及び保管中の資料の安全が確保された博物館や資料館等の施設のみを対象としており、研究調査の目的や個人への貸出しは行っておりません。

資料の貸出し手続きにおいては、施設からの申請書提出を受け、展示会の趣旨や会期中の資料保管体制について検討し、東京都公文書館長の最終判断によって貸出しの可否を決定します。

文化財の貸出しを行う場合については、申請された内容について特に詳細な審査を行い、施設が備えるべき設備や管理体制などについて、一層厳しい条件を課しています。また、貸出しについて東京都教育委員会への報告や届け出を行うなど、東京都としてその管理と利用について慎重を期しています。

○資料の掲載利用について

当館で複写・撮影を行った資料は出版物等への掲載を行うこともできます。掲載等の利用手続きについては、「掲載・放映等届」の提出が必要です（詳しくは当館ホームページの「利用案内」をご覧ください）。掲載にかかる手数料等は無料ですが、資料の電子画像データの提供や代理複写等は行っておりません。資料の掲載利用を希望される方は御来館のうえ、御自身で複写・撮影を行っていただくようお願い致します。

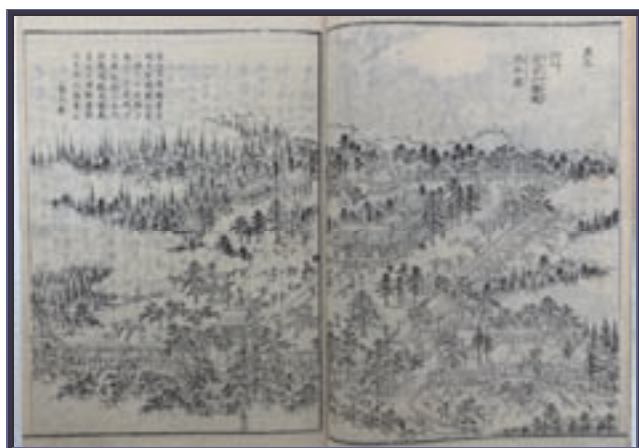
【平成 25 年度における所蔵資料の展示貸出し実績】



資料名 「陸軍震災資料 第六」
資料種別 図書
請求番号 震災・災害 847
貸出先 横浜都市発展記念館
展示会名 「関東大震災と横浜一廃墟から復興まで」



資料名 「雑書・震災関係書類・冊の44」
資料種別 「公文書_簿冊」東京市文書
東京都指定有形文化財
請求番号 305. B7. 12
貸出先 すみだ郷土文化資料館
展示会名 「関東大震災90周年記念展
—被害・救護・慰霊」



資料名 「江戸名所図会 三」
資料種別 江戸明治期史料
請求番号 C1-161
貸出先 最上徳内記念館
展示会名 「歌川広重『江戸百景』と徳内著
関東十州 川船改役所用図展」

平成 25 年度は、上記 3 機関を含めた合計 10 機関に対して貸出しを行い、合計 64 点の所蔵資料を貸出しました。

刊 行 物 の ご 案 内

新シリーズ『都史資料集成Ⅱ』

第1巻「東京都制の成立」

東京都公文書館では、平成9年度から同23年度にかけて、戦前期(明治27年(1894)～昭和20年(1945))を対象にした近代東京の歴史資料集『都史資料集成』全12巻を刊行してきました。これは『東京市史稿』市街篇を引き継ぎ、それぞれの時代に特有のテーマを設定して、館所蔵公文書を中心に重要な歴史資料を翻刻した資料集です。

東京都制施行70周年にあたる平成25年度から、この後継となる新たなシリーズ『都史資料集成Ⅱ』の刊行を開始しました。

『都史資料集成Ⅱ』は、昭和18年(1943)の都制施行から、戦後の混乱期を経て、昭和30年代の高度経済成長期に至る、まさに日本の激動の時代に、東京都の行政がどのようなあゆみをたどってきたのかを、当時の資料から明らかにしていきます。

第1巻の本書は、都制施行から昭和21年(1946)の第一次地方制度改革までの時期を取り扱っています。



【口絵より】東京都庁正門(『都政週報』第一号)

内容は三部構成とし、第一部では、戦時下における首都制度として成立した東京都制についての沿革や特徴、最初の都議会議員選挙結果等の基本資料を翻刻しています。第二部では、戦後改革の一環としての都制の改正に関する資料、第三部には、都制下における区の概要を示す資料を収録しました。

また、巻末には参考資料として、当時内務官僚として東京都制の制定やその後の地方制度改革に携わった鈴木俊一氏の談話速記録を抄録しました。



【口絵より】昭和21年 麹町区・神田区地図
(『コンサイス東京都35区区分地図帖』)

収録資料目次は以下のとおりです。

第一 東京都制の実施

- 一 東京都制実施に関する記録
- 二 昭和十八年九月執行都議会議員選挙ニ関スル調

第二 第一次地方制度改革と東京都制

- 一 東京都制の一部を改正する法律案要綱
- 二 東京都制の一部改正に関する法律政府原案
- 三 東京都制の一部を改正する法律案等四法律案に関する内務省の見解
- 四 東京都制の一部を改正する法律案外四件に関する委員会の経過に関する中島守利委員長の報告
- 五 東京都に関する法律改正比較一覧

第三 東京都制下の区

- 一 昭和十九年二月現在区政要覧
- 二 区の自治権の拡充について

参考資料・東京都制に関する鈴木俊一氏談話速記

本書の刊行にあたり、ご協力をいただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

東京都に関する調査研究の基礎資料集として、本シリーズを広くご活用いただければ幸いです。

販売場所：東京都庁第1本庁舎3階 都民情報ルーム
価格：5,180円 Tel：03-5388-2276

利 用 案 内

◇ 来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 撮影したい場合

◇ 利用の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

※エレベータはありません。

◇ 閲覧方法

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又はDVDでの閲覧をお願いしています。

◇ 複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVDからの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚20円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇ 利用制限のある資料

以下の資料については利用が制限されます。

- ① 作成又は取得後30年を経過していない公文書
- ② 「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等
 - ・ 個人情報等が記録されているもの
 - ・ 利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
 - ・ 現在、館において使用しているもの（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
 - ・ 一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 利用時間
月曜日～金曜日 9時～17時
- ② 閲覧票・複写票等の受付時間
9時～12時、13時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・ 年末年始（12月28日～1月4日）
 - ・ 臨時の休館日として公示した日
 - ・ 毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）
 - ・ 年度末最後の平日

※臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。
- ④ 来館についてのごお願い
当館は一般の方用の駐車スペースがありませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。
なお、身体障害者の方は事前にご連絡ください。
バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

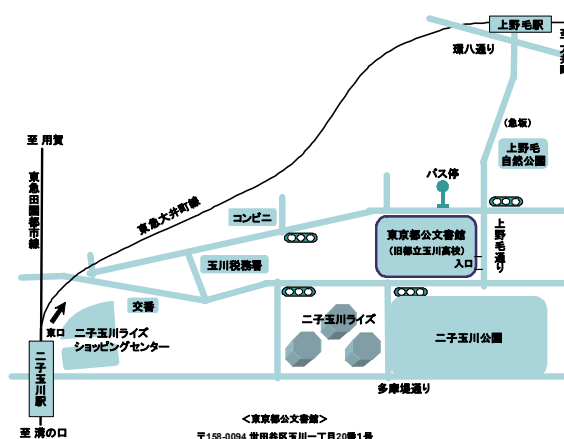
【所在地】 〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

【TEL】 03-3707-2603 【FAX】 03-3707-2500

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>

01soumu/archives/index.htm

【案内図・交通機関】



- ① 東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅
東口下車 徒歩約15分
- ② 東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分
- ③ 二子玉川駅・上野毛駅 東急バス「玉川高校前」
下車（黒02系統）



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。